

## 「道州制を見据えた都市自治体と広域自治体のあり方について」のポイント

### 1. 都市自治の確立と都道府県の構造改革

中長期的には、道州制の導入を視野に入れる必要があるが、これに先立ち、当面、現行の都道府県制度のあり方も検討する必要

#### 都道府県の構造改革

都道府県と都市自治体における二重行政の解消

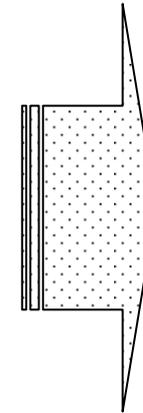
…都市自治体が責任をもって総合的・完結的に事務を処理できるよう、一定の行政分野ごとに、まとまった事務及び所要財源を移譲

政令指定都市、中核市、特例市、その他の市など、人口規模に応じた一層の権限移譲と中核市、特例市の指定要件の引下げ

法改正による事務事業の移譲に加えて、条例による事務処理特例制度の活用も重要

将来の道州制の議論に先立ち、広域自治体としての都道府県の区域・規模の拡大の検討、都道府県の自主的合併による広域化も必要

国の地方支分部局を廃止・縮小し、その事務権限の大半及びこれに伴う所要財源を都道府県または規模・能力の充実した都市自治体へ移譲する必要



将来的には

**道州制の導入**

も必要

## 2. 都市自治体から見た道州制のかたち

市町村合併の進展により、現在の都道府県の区域の拡大、役割・機能の見直しが必要となっているとともに、地方分権を進めるため、国・都道府県・市町村の役割を抜本的に見直し、真の分権型社会にふさわしい新たな行政システムの構築が求められていることから、道州制の検討が必要となってきている。

### 1 道州制の導入の是非

将来的には、道州制の導入が適当とする市長意見が7割

### 2 道州の法的性格等

地方公共団体として、都道府県に代えて道州を置く  
道州の執行機関の長及び議会議員は公選

- ・ 道州内の自治体の合意により代表者を選任するとか、カウンシル制度のように議決機関と執行機関一体の組織とする考えもある

### 3 道州の区域と導入方法

区域... 地理、自然、社会経済、歴史、文化等の観点から考慮するなど総合的に勘案する必要があるが、ある程度の均衡を考慮すれば、全国を7ないし12ブロックに区分することが相当

導入方法... 簡明な制度とする観点からいえば、全国一斉とすることが適当

### 4 道州の事務

幅広い事務を国から道州に移譲

国の役割は、外交、防衛、司法、通貨などの、真に国が果たすべき事務に重点化

なお、国、道州、基礎自治体が同一分野の事務を融合的に処理する場合は、それぞれの責任を明確化し、基礎自治体への関与は必要最小限とする

### 5 道州の税財政基盤

その権限に応じて、自立性を高めることを原則として、自主財源である地方税を大幅に拡充することを基本  
道州間の財政調整は、道州の規模、権限、経済力等の差異を踏まえ、その必要性を検討

### 6 道州制下の大都市制度

大都市圏域それぞれの特性を踏まえて事務権限が選択でき、それに伴う自主財源も確保される新しい制度を検討  
独立性（自己完結性）の高い大都市制度の創設を目指す

### 3 . 道州制下の都市自治体

道州制下における都市自治体は、「補完性の原理」に基づき、住民に最も身近な自立した総合的な行政主体として、地域において、現在都道府県が行っている事務・事業の多くを含む総合的な役割を担う

道州は、圏域全体の視野に立った産業振興、広域防災、国土保全、環境対策などの分野に限定された役割を担う

#### 都市自治体の将来の姿

##### 10万人都市を目指して

基礎自治体の規模は、それぞれの地域の特性に応じて当該地域が主体的に判断するべきものであるが、道州制の下における都市自治体は、将来的には概ね人口10万人以上の都市が基礎自治体の標準的なものとして、分権型社会の担い手となるような社会の実現を目指すことが必要。

当面は規模の異なる都市自治体についても、その規模、能力、意欲に応じて、一層の事務・事業の移譲等を進めるとともに、広域連合の活用や合併などを自主的に進めていくなどにより分権の担い手としての実績を重ね、都市の実力をつけていくことが重要。

都市自治体と道州との関係は、道州の意思決定への都市自治体の参画や、道州と都市自治体の調整の仕組みが必要。

## 「分権時代の都市自治体のあり方について」 のポイント

### 道州制を見据えた都市自治体と広域自治体のあり方について

#### はじめに

我が国の内政を取り巻く環境が大きく変貌する中、地方分権型の新しい行政システムを構築し、自主・自立の地域社会を実現していくことが求められているとともに、市町村合併の取組みの飛躍的な進展により、都道府県の再編の議論が現実的となる地域も出てくることから、広域自治体のあり方についての検討が必要となっている。こうした中、第28次地方制度調査会において、道州制のあり方、大都市制度のあり方等に関し審議が始められたことを受け、検討会におけるこれまでの議論等を踏まえ、取りまとめを行った。

#### 1. 都市自治の確立と都道府県の構造改革

中長期的には、道州制の導入も視野に入れる必要があるが、これに先立ち、当面、現行の都道府県制度においても、以下のような措置を講じていく必要がある。

都市自治体が責任をもって総合的・完結的に事務を処理できるよう、一定の行政分野ごとに、まとまった事務及び所要財源の移譲が必要。特に、都市計画決定、農地転用、児童相談等の事務は早急に移譲することが必要。

都道府県と都市自治体の協力の下に処理すべき事務・事業では、当面、両者の役割・機能の重複を具体的に調整する仕組みが必要。

政令指定都市は県と、中核市は政令指定都市と、特例市は中核市と同様の事務・事業を配分するとともに、概ね人口10万人以上の市に対して一層の権限を移譲することが必要。また、中核市、特例市の指定要件の緩和、政令指定都市の指定要件の明確化が必要。さらに、財政面での自立のため、税源移譲等都市税財政基盤の確立が必要。

事務処理特例制度による事務・事業の移譲に際しては、必要な財源等の措置を行うとともに、行政分野ごとのまとまった事務移譲が重要。また、都市自治体の実態を踏まえた柔軟な対応や、相互人事交流、職員の派遣等による都道府県の協力が必要。市町村合併や地方分権の進展により、都道府県の補完機能・連絡調整機能の縮小が想定されることから、将来の道州制の議論に先立ち、都道府県の区域・規模の拡大の検討や、都道府県の自主的合併による広域化も必要。

国の地方支分部局を廃止・縮小し、その事務権限の大半及びこれに伴う所要財源を都道府県・都市自治体へ移譲することが必要。

## 2 . 都市自治体から見た道州制のかたち

市町村合併の進展により、現在の都道府県の区域の拡大、役割・機能の見直しが必要となっているとともに、地方分権を進めるため、国、都道府県、市町村の役割を抜本的に見直し、真の分権型社会にふさわしい新たな行政システムの構築が求められていることから、道州制の検討が必要となっている。

本会では、道州制の導入が適当という意見が7割。

道州は、住民に対して責任を持つ地方公共団体とすることが適当。

首長、議会構成は、現行制度と同様、公選とすることが必要。

道州制を導入する場合、国の役割は、国家存立に関わる事務、全国的に統一すべき事務、全国的規模・視点に立つて行う事業等に重点化し、幅広い事務を道州に移譲していくことが必要。なお、国、道州、基礎自治体が同一分野の事務を統合的に処理する場合は、それぞれの責任を明確化し、基礎自治体への関与は必要最小限とすることが必要。

道州の区域（ブロック）は、均衡を考慮し、全国を7ないし12ブロックとすることが相当。また、制度の導入は全国一斉とすることが適当。

道州制の下では、現在の都道府県は廃止することが適当。また、地域的事務の執行や基礎自治体との連絡調整機能を果たすため、道州の地方事務所の設置が必要。道州制定着までの間は、道州と都市自治体との間で広域連合の活用等、事務移譲を段階的に取り組んでいくことが必要。

道州の地方税財政制度は、地方税の大幅拡充を基本とすることが必要。

事務権限の選択制、自主財源が確保される新たな大都市制度について検討するとともに、独立性の高い大都市制度の創設を目指すことが必要。

連邦制は、憲法の根幹部分の変更が必要であることから、長期的課題であり、十分な時間をかけ国民的な議論を行うことが必要。

## 3 . 都市自治体の将来のあり方 - 10万人都市を目指して -

基礎自治体の規模は、それぞれの地域の特性に応じて当該地域が主体的に判断すべきものであるが、道州制の下における都市自治体は、将来的には概ね人口10万人以上の都市が基礎自治体の標準的なものとして、分権型社会の担い手となるような社会の実現を目指すことが必要。

当面は規模の異なる都市自治体についても、その規模、能力、意欲に応じて、一層の事務・事業の移譲等を進めるとともに、広域連合の活用や合併などを自主的に進めていくなどにより分権の担い手としての実績を重ね、都市の実力をつけていくことが重要。

都市自治体と道州との関係は、道州の意思決定への都市自治体の参画や、道州と都市自治体の調整の仕組みが必要。

# 分権時代の都市自治体のあり方について

(「道州制を見据えた都市自治体と広域自治体のあり方について」抜粋)

平成17年6月6日

全 国 市 長 会  
分権時代の都市自治体のあり方に関する検討会

## まえがき

平成 5 年に行われた衆・参両院の「地方分権の推進に関する決議」からはじまった地方分権改革の歩みは、平成 12 年の地方分権一括法の施行を経て、現在は、小泉内閣の「地方にできることは地方に」との基本方針の下、残された最大の課題である地方税財源の確立について、「国と地方の協議の場」において「三位一体の改革」の実現に向けた真剣な取組みが行われているなど、ゆるぎない大きな流れとして定着している。

また、平成 11 年の合併特例法の改正以降、全国的に市町村合併が飛躍的に進展し、全国の市町村数は、平成 11 年 3 月の 3,232 団体から、来年の 3 月には約 1,800 団体となる見込みとなっており、市町村の規模・能力の拡充が図られつつある状況となっている。

この一方で、現在、第 28 次地方制度調査会においては、「道州制のあり方」、「大都市制度のあり方」、「地方の自主性・自律性の拡大のあり方」等、我が国の地方自治制度の根幹にかかわる重要な課題について審議が進められているところである。

これらのような状況の中で、都市自治体には、「補完性の原理」の考え方に基づいて、地域における包括的な行政主体として大きな役割を果たしていくことが強く求められており、都市が中心となる分権型社会の実現がこれまで以上に求められている。

このため、全国市長会では、平成 15 年 4 月の「地方自治の将来像についての提言」に引き続き、行政委員会の下に「分権時代の都市自治体のあり方に関する検討会」を設置し、将来における都市自治体のあり方について検討を深めていくこととした。

本研究会では、平成 16 年 4 月に第 1 回の検討会を開催して以来、7 回にわたって真剣な討議を重ねるとともに、数次にわたる意見照会を行うなど、積極的な検討を行ってきたところであり、今般、本検討会における議論の結果を、「分権時代の都市自治体のあり方について」として取りまとめを行ったものである。

本取りまとめが、関係各位にご理解いただくとともに、今後の地方自治制度の改革において、十分に反映されることを強く期待するものである。

結びに、学術的な観点から貴重なご助言をいただいた(財)日本都市センター「分権時代の都市自治体のあり方に関する研究会」の小早川光郎座長をはじめ委員各位に対し、深甚なる感謝を申し上げる次第である。

分権時代の都市自治体のあり方に関する検討会

座長 横須賀市長 沢田 秀 男

## 目 次

### 道州制を見据えた都市自治体と広域自治体のあり方について

はじめに	1
1. 都市自治の確立と都道府県の構造改革	2
(1) 都道府県と都市自治体の対等・協力関係の確立	2
1) 都道府県と都市自治体における二重行政の解消	2
2) 中核市、特例市の指定要件の引下げと都市自治体自らの選択による 権限移譲	3
3) 条例による事務処理特例制度の活用	4
(2) 都道府県の合併による広域化	5
(3) 国の地方支分部局の廃止・縮小と事務権限の都道府県等への移譲	5
2. 都市自治体から見た道州制のかたち	6
(1) 道州制の導入	6
(2) 道州の法的性格及び執行機関の長と議会の構成	7
(3) 国の役割の重点化と国から道州に移譲すべき事務	7
(4) 道州の区域のあり方と全国同一の制度による一斉導入	8
(5) 都道府県の廃止と道州の地方事務所の設置等	8
(6) 道州の税財政基盤の確立と財政調整の必要性の検討	8
(7) 特性を踏まえた、独立性の高い大都市制度の創設	9
(8) 国民的議論が必要な連邦制	9
3. 都市自治体の将来のあり方 - 10万人都市を目指して -	9

### [資 料]

1. 「分権時代の都市自治体のあり方に関する検討会」設置要綱	12
2. 「分権時代の都市自治体のあり方に関する検討会」委員名簿	13
3. 「分権時代の都市自治体のあり方に関する研究会」委員名簿	16

## 道州制を見据えた都市自治体と広域自治体のあり方について

### はじめに

我が国の内政を取り巻く環境が大きく変貌する中、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自己決定の範囲を拡大するなど、地方分権型の新しい行政システムを構築し、自主・自立の地域社会を実現していくことが求められている。

また、全国各地において市町村合併の取組みが飛躍的な進展を見せており、平成 17 年度末には市町村の数は 1,822 となり、平成 11 年の合併特例法改正時の 3,232 と比べて、581 件の合併により、1,410 減少することとなっている。さらに本年 4 月 1 日からは、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定することなどを内容とする合併新法が施行され、基礎自治体の規模・能力 の拡充を図る自主的な市町村合併が、引き続き推進されることとなっている。

こうした合併により、市町村の数が極端に少なくなるような県も想定され、その結果、都道府県の再編の議論が現実的となる地域も出てくることから、広域自治体のあり方についての検討が必要となっている。

このため、本会では、平成 15 年 4 月に「地方自治の将来像についての提言」を取りまとめたところであるが、これに引き続き、平成 16 年 1 月に「分権時代の都市自治体のあり方に関する検討会」を設置し、国の統治システムとの関連も含め、道州制を見据えた都市自治体と広域自治体のあり方等について議論を重ねてきた。

こうした中、第 28 次地方制度調査会において、道州制のあり方、大都市制度のあり方等に関し審議が進められているところであり、これを受け、本会としても検討会におけるこれまでの議論等を踏まえ、都市自

治の確立と都道府県の構造改革、道州制のあり方及び都市自治体の将来のあり方について、取りまとめを行ったものである。

## 1 . 都市自治の確立と都道府県の構造改革

地方分権改革や市町村合併の進展などにより、都市自治体は住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが求められている。一方都道府県については、可能な限り都市自治体への事務の移譲を進め、スリム化を図るとともに、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体として戦略的な役割を果たすべく、現在国が処理している事務を新たに引き受けることとするなどその役割の変容が期待されている。

このため、中長期的には、道州制の導入についても視野に入れていく必要があるが、これに先立ち、当面、現行の都道府県制度においても、以下のような措置を講じていく必要がある。

### ( 1 ) 都道府県と都市自治体の対等・協力関係の確立

#### 1 ) 都道府県と都市自治体における二重行政の解消

都道府県と都市自治体の役割・機能について見ると、生活環境・福祉・教育・産業振興・農林水産・都市計画等多くの分野において、重複・混在が見られ、二重行政により行政に無駄があるとか、都道府県の関与や権限の留保により都市自治体として自己完結的な行政が出来ず、都市行政に様々な支障が生じているという指摘がなされている。

今後、都道府県の機能は、広域的機能、基礎自治体間の調整機能に重点化し、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、都市自治体が責任をもって総合的・完結的に処理できるよ

う、一部の事務事務、監視事務ということだけでなく、一定の行政分野ごとに、まとまった事務及びこれに伴う所要財源を移譲していく必要がある。

特に、都市計画決定、農地転用、児童相談等の事務については早急に移譲する必要がある。

また、都道府県と都市自治体が相互に協力して処理する必要がある事務・事業については、当面、両者の役割・機能の重複を具体的に調整するための仕組みを設けることが必要である。

なお、現在、都市自治体の役割とされているもののうち、国民健康保険や介護保険などの事務については、今後、国または都道府県が担うことが適当ではないかとの意見もあり、十分な検討が必要である。

## 2) 中核市、特例市の指定要件の引下げと都市自治体自らの選択による権限移譲

人口規模等に応じた事務・事業の配分については、政令指定都市は県と同様に、中核市は現在の政令指定都市と同様に、特例市は現在の中核市と同様にし、その他の市については、概ね人口 10 万人以上の市に対して一層の権限を移譲する必要がある。

人口 30 万人以上とされている中核市、人口 20 万人以上とされている特例市の指定要件については、中核市の面積要件（人口 50 万人未満の都市にあっては 100 平方キロメートル以上）の廃止に加え、中核市は人口 20 万人以上、特例市は人口 10 万人以上とするとともに、政令指定都市の指定要件については、法律上人口 50 万人以上とされている要件と現実の運用との関係を見直し、客観的な要件を明確にしていく必要がある。

併せて、都市自治体自らの選択による事務・事業の移譲がなされる仕組みを求める意見も多いことから、今後十分な検討が必要である。

また、当然のこととして、それぞれの都市自治体が財政面においても自立できるよう、税源移譲をはじめとする都市税財政基盤の確立がなされなければならない。

### 3) 条例による事務処理特例制度の活用

都市自治体への事務・事業の移譲については、その規模、能力に応じて、本来、法改正により行う必要があるが、条例による事務処理特例制度を活用することも重要である。

市長からは、事務処理特例制度について評価できるとの意見が多いところであるが、一方で、移譲された事務・事業に見合う財源等の措置が十分なされていないとの意見が極めて多いことから、都道府県はその移譲に当たっては、必要な財源等の措置を十分かつ適切に行う必要がある。

また、一定の行政分野ごとに、まとまった事務・事業を移譲することも重要である。

さらに、事務・事業の移譲を受ける都市自治体の規模、能力などはそれぞれ異なるため、都市自治体の実態を踏まえ、一律ではなく柔軟に対応する必要がある。

また、移譲に当たり、専門的な職種を含む人材の確保が重要であることから、特に、移譲前後の一定期間については、相互人事交流、職員の派遣等による都道府県の協力が必要である。

なお、地方自治法の改正（平成 16 年 11 月 10 日施行）により、都市自治体から都道府県に対し、その権限に属する事務の一部を処

理することができるよう要請することができることとされたところであり、今後、各都市自治体における積極的な活用と、都市自治体の意向を尊重した都道府県の対応がますます重要となる。

## (2) 都道府県の合併による広域化

今後、市町村の合併や地方分権のさらなる進展により、都道府県の補完機能については次第に縮小し、また、合併により市町村の数が少なくなるような県においては、連絡調整機能が縮小することも想定されるところであり、再編の議論が現実的となる地域も出てくると考えられる。このため、将来の道州制の議論に先立ち、広域自治体としての都道府県の区域や規模の拡大について検討をするとともに、地方自治法の改正により手続が整備された都道府県の自主的合併による広域化を進めることも必要と考える。

## (3) 国の地方支分部局の廃止・縮小と事務権限の都道府県等への移譲

本省庁から地方支分部局への事務権限の移譲がなされてきているが、地方支分部局による関与が大きくなっていること、また、依然として省庁ごとの縦割行政による弊害が残されていること等から、都市自治体が総合的な行財政運営を行う上で大きな障害となっている。

このため、国の地方支分部局を廃止・縮小し、その事務権限の大半及びこれに伴う所要財源を都道府県又は規模、能力の充実した都市自治体へ移譲する必要がある。

## 2. 都市自治体から見た道州制のかたち

市町村合併の進展により、基礎自治体の規模・能力が拡大する中で、現在の都道府県の区域の拡大、役割・機能のあり方の見直しが必要となっている。

また、一方で、地方分権を進めるため、国の役割を重点化するなど、現在の国、都道府県、市町村の役割を抜本的に見直し、真の分権型社会にふさわしい新たな行政システムの構築が求められている。

こうした中、道州制の検討が必要となってきている。

### (1) 道州制の導入

道州制の導入については、様々な意見があり、憲法的視点も含め、議論を中長期的に積み重ねていく必要がある。

この点に関して、市長からは、今後の「この国のかたち」を考えた場合の将来の広域自治体のあり方としては、現行の都道府県の合併、広域連合等による広域化を図ることが適当とする意見は2割弱に止まり、地方公共団体としての性格を有するものとするか否かは別にして、道州制を導入することが適当とする意見が7割に上っている。こうした点に鑑みれば、将来的には道州制の導入も必要となってくると考えられる。

### (2) 道州の法的性格及び執行機関の長と議会の構成

都市自治体にとって望ましい道州の法的性格としては、国と地方公共団体の両方の性格をもつ中間的な団体とする考え方もあるが、広域的な視点で解決が必要な地域の課題に対応できるとともに、住民に対し責任をもつ地方公共団体とすることが適当

であると考える。

また、道州の執行機関の長及び議会の構成は、現行の制度と同様、公選とする必要がある。

なお、道州内にある都市自治体の合意により代表者を選任するとか、カウンスル制度のように議決機関と執行機関が一体となった組織とするとの考え方もある。

### ( 3 ) 国の役割の重点化と国から道州に移譲すべき事務

道州制を導入する場合は、国の役割は、外交、防衛、司法、通貨などの国際社会における国家としての存立に関わる事務、義務教育の根幹的制度の設定、生活保護基準、労働基準など全国的に統一して定めることが望ましい事務、公的年金、骨格的・基幹的交通基盤など全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない事業等、真に国が果たすべきものに重点化する必要がある。その際、労働基準監督、雇用対策、少年等の更正保護のための矯正施設の管理などを含め、幅広い事務を道州に移譲していく必要がある。

なお、例えば環境行政などのように、国、道州及び基礎自治体が適切な役割分担に基づき、それぞれの機能に応じて同一分野の事務を融合的に処理する場合も考えられるが、この場合においては、それぞれの責任を明確にするとともに、基礎自治体への関与は必要最小限とする必要がある。

### ( 4 ) 道州の区域のあり方と全国同一の制度による一斉導入

道州の区域(ブロック)のあり方については、地理、自然、社会経済、歴史、文化等の観点を考慮するなど総合的に勘案する

必要があるが、ある程度の均衡を考慮すれば、全国を7ないし12ブロックに区分することが相当と考えられる。

また、制度の導入については、簡明な制度とする観点からいえば、全国一斉とすることが適当である。

なお、首都圏、近畿圏、中部圏などと、人口や経済集積等において著しく異なる他の圏域とを同一の制度とすることについては、今後さらに議論を深める必要がある。

#### (5) 都道府県の廃止と道州の地方事務所の設置等

地方公共団体としての道州制の下では、現在の都道府県を廃止することが適当であり、その際、道州の区域内における地域的事務の執行や道州内における基礎自治体との連絡調整機能を果たすためには、道州の地方事務所の設置が必要と考えられる。

また、都市自治体は、現在都道府県が行っている事務・事業の多くをもあわせて担うこととなることから、道州制が安定した地方行政制度として定着するまでの間は、道州と都市自治体との間で広域連合の活用などにより段階的に取り組む必要がある。

#### (6) 道州の税財政基盤の確立と財政調整の必要性の検討

道州の地方税財政制度については、その権限に応じて、自立性を高めることを原則とし、自主財源である地方税を大幅に拡充することを基本とする必要がある。

なお、道州間の財政調整については、道州の規模、権限、経済力等の差異を踏まえ、その必要性について検討する必要がある。

#### (7) 特性を踏まえた、独立性の高い大都市制度の創設

大都市圏域については、その成り立ち、規模、産業構造などに違いがあり、充足すべき行政需要も多様化・複雑化していることから、それぞれの特性を踏まえて事務権限が選択でき、それに伴う自主財源も確保される新たな大都市制度について検討するとともに、独立性（自己完結性）の高い大都市制度の創設を目指す必要がある。

#### （８）国民的議論が必要な連邦制

連邦制については、連邦政府と州政府との立法権の分割や司法権のあり方など憲法の根幹部分の変更が必要となることから、長期的課題であり、十分な時間をかけ国民的な議論を行っていく必要がある。

### ３．都市自治体の将来のあり方 - 10万人都市を目指して -

道州制の下における都市自治体は、「補完性の原理」の考え方に基づき、住民に最も身近な自立した総合的な行政主体として、地域において、現在都道府県が行っている事務・事業の多くをも含む総合的な役割を担い、道州は、圏域全体の視野に立った産業振興、広域防災、国土保全、環境対策などの分野に限定された役割を担うこととなる。

こうした将来の姿を想定するとともに、厳しい財政状況、少子・高齢化、情報化等の増大する行政ニーズへの対応等を考慮するならば、基礎自治体の規模は、それぞれの地域の特性に応じて当該地域が主体的に判断すべきものであるが、将来的には概ね人口10万人以上の都市が基礎自治体の標準的なものとして、分権型社会の担い手となるような社会の実現を目指す必要がある。

もちろん、こうした社会を実現するためには時間が必要であり、当面は規模の異なる都市自治体についても、その規模、能力、意欲に応じて、一層の事務・事業の移譲などを進めるとともに、それぞれの地域において広域連合の活用や合併などを自主的に進めていくなどにより分権の担い手としての実績を重ね、都市の実力を付けていくことが重要である。

なお、都市自治体と道州との関係については、道州の意思決定への都市自治体の参画や、道州と都市自治体の調整の仕組みが必要である。

[ 資 料 ]

## 「分権時代の都市自治体のあり方に関する検討会」設置要綱

### 1. 目的及び名称

地方分権改革や市町村合併が進展する中で、今や世界的な潮流である「補完性の原理」の考え方から、基礎自治体が地域における包括的な役割を果たしていくことが強く期待されており、都市が中心となる分権型社会の実現がこれまで以上に求められている。

また、21世紀を迎え、我が国の内政を取り巻く環境は大きく変貌しており、国の統治システムとの関連も含め、都市自治体と広域自治体のそれぞれの役割について改めて検討し、地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。

このため、全国市長会として、平成15年4月の「地方自治の将来像」に引続き、分権型社会における都市自治体のあり方について幅広く論議し、検討を深め、随時関係方面への提言、要望に反映していくことを目的として、行政委員会の下に「分権時代の都市自治体のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

### 2. 組織

検討会は、下記の市長をもって構成し、その任期は2年間とする。

- (1) 行政委員会正副委員長及び行政委員会委員長が指名する行政委員会委員
- (2) 副会長(行政委員会担当)及び各委員会委員長
- (3) 支部を代表する市長(支部長)
- (4) 行政委員会委員長が指名する市長

### 3. 運営

- (1) 検討会に座長1名、座長代理1名を置く。  
なお、座長には、行政委員会委員長をあて、座長代理は委員の中から座長が指名する。
- (2) 検討会には、オブザーバーとして、座長が必要と認める者を出席させることができる。
- (3) 検討会の庶務は、全国市長会行政部において処理する。

### 4. 検討項目

- (1) 地方分権時代における都市自治体のあり方
- (2) 都市自治体と広域自治体の関係について(大都市制度、道又は州から構成される制度を含む。)
- (3) 真の地方自治確立のための法制度のあり方
- (4) 都市自治体における行政組織(行政委員会を含む。)のあり方
- (5) その他、都市における地方自治確立のため座長が特に必要と認める事項

### 5. その他

- (1) 検討会は、財団法人 日本都市センターの調査研究と併行・連携し、4の検討項目について検討を行う。
- (2) 検討会の開催は、行政委員会開催時を原則とする。
- (3) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が定める。

## 「分権時代の都市自治体のあり方に関する検討会」委員名簿

### 行政委員会正副委員長

[座長] 行政委員会委員長	横須賀市長	沢田秀男
行政委員会副委員長	会津若松市長	菅家一郎
〃	西尾市長	本田忠彦
〃	摂津市長	森川薫 ( ~ 16.6.9 )
〃	諫早市長	吉次邦夫

### 行政委員会委員市長

帯広市長	砂川敏文
寒河江市長	佐藤誠六
天童市長	遠藤登
白石市長	川井貞一 ( ~ 16.11.13 )
富山市長	森雅志
豊栄市長	小川竹二 ( ~ 17.3.20 )
滑川市長	中屋一博
敦賀市長	河瀬一治
鯖江市長	辻嘉右衛門 ( ~ 16.8.29 )
佐久市長	三浦大助 ( ~ 17.3.31 )
武蔵野市長	土屋正忠
江東区長	室橋昭
所沢市長	斎藤博
我孫子市長	福島浩彦
矢板市長	遠藤忠
太田市長	清水聖義
富士吉田市長	萱沼俊夫
美濃加茂市長	川合良樹
伊勢市長	水谷光男 ( ~ 16.5.12 )
桑名市長	水谷元
八幡市長	牟礼勝弥
貝塚市長	吉道勇
奈良市長	大川靖則 ( ~ 16.9.27 )
桜井市長	長谷川明
御坊市長	柏木征夫 ( ~ 16.6.9 )
倉敷市長	古市健三
三次市長	吉岡広小路
出雲市長	西尾理弘
高松市長	増田昌三
東予市長	青野勝 ( ~ 16.10.31 )
筑後市長	桑野照史

	佐賀市長	木 下 敏 之	
	大分市長	釘 宮 武 磐 ( ~ 16.6.9 )	
	牛深市長	西 村 武 典	
行政委員会担当副会長	盛岡市長	谷 藤 裕 明	
	所沢市長	齋 藤 博 (再掲)	
	美濃加茂市長	川 合 良 樹 (再掲)	
各委員会委員長			
財政委員会委員長	秋田市長	佐 竹 敬 久 (16.10.1 ~ )	
"	伊勢原市長	堀 江 侃 ( ~ 16.9.30 )	
社会文教委員会委員長	坂出市長	松 浦 稔 明	
経済委員会委員長	高岡市長	佐 藤 孝 志 ( ~ 16.5.24 )	
"	宮崎市長	津 村 重 光 (16.7.7 ~ )	
支部長	登別市長	上 野 晃	
	仙台市長	藤 井 黎	
	大町市長	腰 原 愛 正 (17.5.20 ~ )	
	福井市長	酒 井 哲 夫 ( ~ 16.5.21 )	
	北茨城市長	村 田 省 吾 (17.5.1 ~ 17.5.26)	
	坂東市長	石 塚 仁 太 郎 ( ~ 17.3.21 )	
	足利市長	吉 谷 宗 夫 (17.5.26 ~ )	
	美濃加茂市長	川 合 良 樹 (再掲)	
	柏原市長	山 西 敏 一 ( ~ 17.3.10 )	
	生駒市長	中 本 幸 一 ( ~ 16.5.21 )	
	御坊市長	柏 木 征 夫 (17.5.18 ~ ) (再掲)	
	倉敷市長	中 田 武 志 ( ~ 16.4.22 )	
	福山市長	三 好 章 ( ~ 16.8.9 )	
	廿日市市長	山 下 三 郎 (16.9.5 ~ 17.5.17)	
	柳井市長	河 内 山 哲 朗 (17.5.17 ~ )	
	徳島市長	原 秀 樹 ( ~ 17.5.17 )	
	松山市長	中 村 時 広	
	高知市長	岡 崎 誠 也 ( ~ 16.5.19 )	
	長崎市長	伊 藤 一 長	
支部推薦市長			
北海道支部	帯広市長	砂 川 敏 文 (再掲)	
"	士別市長	田 苺 子 進	

東北支部	村山市長	菊池汪夫
"	塩竈市長	佐藤昭
北信越支部	柏崎市長	西川正純 ( ~ 16.12.5)
"	千曲市長	宮坂博敏
関東支部	日光市長	眞杉瑞夫
"	山梨市長	中村照人
東海支部	沼津市長	斎藤衛
"	土岐市長	塚本保夫
近畿支部	四條畷市長	田中夏木
"	川西市長	柴生進
中国支部	因島市長	村上和弘
"	益田市長	牛尾郁夫
四国支部	善通寺市長	宮下裕
"	松山市長	中村時広 (再掲)
九州支部	田川市長	伊藤信勝
"	玉名市長	高寄哲哉
政令指定都市代表市長	川崎市長	阿部孝夫
行政委員会委員長指名市長	北見市長	神田孝次
	能代市長	豊澤有兄
	静岡市長	小嶋善吉
	大阪狭山市長	吉田友好
	直方市長	向野敏昭
	唐津市長	坂井俊之 ( ~ 16.12.31)
	佐世保市長	光武顯
	西都市長	日野光幸 ( ~ 17.2.4)
	鹿児島市長	赤崎義則 ( ~ 16.12.22)
専門委員	日本都市センター 理事・研究室長	井川博 ( ~ 16.6.29)
	日本都市センター 理事・研究室長	山谷成夫 (16.7.1 ~ )
	新潟大学 法学部助教授	田村秀
	東京大学大学院 法学政治学研究科 助教授	金井利之
		以上 92名

## 「分権時代の都市自治体のあり方に関する研究会」委員名簿

(財)日本都市センター

座長	東京大学大学院法学政治学研究科教授	小早川 光 郎
委員	九州大学大学院法学研究院教授	大 橋 洋 一
”	全国市長会事務局次長	小 濱 本 一
”	東京大学大学院法学政治学研究科助教授	金 井 利 之
”	新潟大学法学部助教授	田 村 秀
”	国際基督教大学教養学部教授	西 尾 隆
”	東京大学大学院法学政治学研究科教授	長 谷 部 恭 男
”	東京大学大学院経済学研究科教授	持 田 信 樹
”	明治大学大学院ガバナンス研究科教授	山 下 茂

以上 9名

## 支障事例を踏まえた主な改革の方向（案）

[抄]

平成19年6月4日

## 本資料について

全国市長会では、第二期地方分権改革の具体化に向け、改革の推進に関する施策について検討を行い、その成果を地方分権改革推進委員会等関係機関の審議に反映していくため、行政委員会の下に「地方分権改革検討会議」を設置しているところである。

この検討に先立ち、本年2月から3月にかけて、同検討会議委員市区長（124名）に対して、市民のための行政を行うにあたり、支障となっている国・都道府県による関与等の事例について調査を実施したところ、346事例の提出があった。

同検討会議では、支障事例の調査結果に基づき、改革の具体的方法を提案すべく検討を行っているところであるが、本資料は、現時点で検討している71項目のうち、都道府県による関与等の項目（23件）を抜粋したものである。

## 福祉分野

### 1. 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置許可権限の移譲 [自治事務]

#### (1) 改革の方法

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置許可権限を希望する市に移譲する。

#### (2) 改革の理由

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置許可は、都道府県の事務とされているが、都道府県では許可にあたり、市町村老人福祉計画の整備目標に合致しているか否かの市の判断に基づいて行っているため、都道府県の許可事務とする必要性はない。市に許可権限が移譲されれば、迅速な対応を行うことができるようになる。

#### (3) 関係法令等

老人福祉法第15条、第15条の2、第16条、第18条、第19条、第34条  
老人福祉法施行令第7条、  
地方自治法施行令第174条の31の2、第174条の49の10

#### (4) 支障事例番号

237

### 2. 特定児童福祉施設の設置許可権限の移譲 [自治事務]

#### (1) 改革の方法

特定児童福祉施設の設置許可権限を希望する市に移譲する。

#### (2) 改革の理由

母子生活支援や児童保育等の責務は市町村にあるが、特定児童福祉施設の設置許可は都道府県の権限となっているため、責任の所在があいまいとなっている。

市に許可権限が移譲されれば、責任の所在が明確になるとともに、より適切な児童福祉行政の展開を図ることが可能となるほか、事務処理の迅速化が図られ、市民サービスの向上を図ることができる。

#### (3) 関係法令等

児童福祉法第35条第4項、第7項、第46条、第58条、第59条  
児童福祉法施行令第18条の3  
地方自治法施行令第174条の26、第174条の49の2

#### (4) 支障事例番号

59、154

### 3. 要保護児童対策に係る権限の移譲 [自治事務]

#### (1) 改革の方法

希望する市に、児童相談所の設置、もしくは家庭への立入り調査を行う権限等の児

童相談所の権能の一部を移譲する。

(2) 改革の理由

要保護児童対策においての一般的相談は市区町村の役割であるが、虐待への対応は児童相談所に権限と責任が集中している。中核市は児童相談所の設置主体となったが、一般市においても、虐待の緊急度・危険度の判定、総合的・継続的な援助とケアを実施する必要がある。

市に権限が移譲されれば、要保護児童の早期発見、早期対応が可能となるとともに、責任の所在の明確化を図ることができる。

(3) 関係法令等

児童虐待の防止等に関する法律第9条

児童福祉法第29条

(4) 支障事例番号

155

4. 身体障害者手帳の交付等事務の移譲 [自治事務]

(1) 改革の方法

身体障害者手帳の交付に係る事務・権限を、一括して希望する市に移譲する。

(2) 改革の理由

身体障害者手帳の交付等に関する事務については、市と都道府県で申請と審査、決定の権限が分割されており、迅速な処理が阻害され、市民サービスの低下につながっている。

また、市民生活に密接した福祉関係事務は、市に移譲することが適切であることから、都道府県に権限移譲を要求したが、システム導入及びオンライン化を行う財源確保は困難であるとして、難色を示している。

交付事務が市に移譲されれば、身体障害者手帳交付申請者に対する迅速な対応ができるとともに、権限が一元化され、責任の所在の明確化を図ることができる。

(3) 関係法令等

身体障害者福祉法第15条、第16条、第43条の2

身体障害者福祉法施行令第4条、第11条

地方自治法施行令第174条の28、第174条の49の4

(4) 支障事例番号

119、177

5. 障害者自立支援医療事務の統一 [法定受託事務]

(1) 改革の方法

障害者に対する自立支援医療の申請窓口と受給者証の交付を市に一本化するなど、

事務の流れを統一する。

(2) 改革の理由

障害者自立支援法の成立に伴い、従来の更生医療、育成医療、精神通院医療は「自立支援医療」として実施されているが、申請受付から受給者証交付までの流れが医療の種類によって異なっている。

また、育成医療のみ都道府県（保健所）で申請受付がされているため、市では受給者の情報を把握できていない状況にある。育成医療は18歳に達すると更生医療に切り替わるため、市での予算付けが必要であるが、現状では正確な予算の見積りが困難となっている。

各医療の事務の流れが統一されれば、申請者にもっとも身近である市窓口での手続きが可能となり、分かりやすさ等の利便の向上が図られるとともに、事務執行の円滑化が図られる。

[各医療の事務の流れ（県における現状）]

更生医療：市で受付（県に判定依頼） 県で判定 判定に基づき、市で支給認定・受給者証交付

精神医療：市で受付（県に進達） 県で支給認定（受給者証交付） 市を經由して受給者証交付

育成医療：県で受付・支給認定・受給者証交付

(3) 関係法令等

障害者自立支援法58条

(4) 支障事例番号

176

6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等権限の移譲 [自治事務]

(1) 改革の方法

精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導等の権限を、希望する保健所未設置の市に移譲する。

(2) 改革の理由

精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等に対する相談、指導は、都道府県（保健所）が行うこととされているが、保健所を置かない市も、精神保健及び精神障害者の福祉に関し精神障害者及びその家族等に対する相談、指導を行うこととされており、非効率、二重行政となっている。

相談指導等の権限が市に移譲されれば、より身近な市において相談することができるようになる。

(3) 関係法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条

( 4 ) 支障事例番号

2 3 8

7 . 国からの交付金の市への直接交付の実施等 [ 自治事務 ]

( 1 ) 改革の方法

障害者自立支援対策臨時特例交付金等、都道府県経由の国交付金の交付を、都道府県を通さずに市に直接行うとともに、その使途に係る詳細な規定を廃止する。

( 2 ) 改革の理由

障害者自立支援対策臨時特例交付金は、都道府県が国から交付金を受け入れ基金化を行った上で、市町村に配分する仕組みとなっているとともに、事業の実施に係る詳細な内容が国から示されるが、これが示されるのが遅いため、市による速やかな特別対策の実施に支障が生じている。

住民生活に密着した交付金は、使途をできる限り自由度の高いものとした上で、住民ニーズを熟知する市に直接交付とすれば、市による速やかな事業の実施が可能となる。

( 3 ) 関係法令等

( 4 ) 支障事例番号

3 2 9

8 . 病院の開設・変更等の許可権限の移譲 [ 自治事務 ]

( 1 ) 改革の方法

病院の開設・変更等の許可権限を、医療監視に基づく指導を行っている市に移譲する。

( 2 ) 改革の理由

病院の開設・変更等の許可権限は都道府県が有しているが、医療監視に基づく指導は中核市が行っている。本来、指導と設置許可権限はセットであるべきものである。

設置許可主体が指導を行うことができるようになれば、適正な指導が行えるとともに、責任の所在の明確化が図られる。

( 3 ) 関係法令等

医療法第 7 条

( 4 ) 支障事例番号

2 4 3

## 環境分野

### 9. 旅館業等に係る衛生措置の基準制定権限の移譲 [ 自治事務 ]

#### ( 1 ) 改革の方法

旅館業等に係る衛生に必要な措置の基準の制定権限を保健所設置市区に移譲する。

#### ( 2 ) 改革の理由

旅館業経営の許可は保健所を設置している市区長にあるが、「衛生に必要な措置」( 換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置 ) を定める衛生措置基準の制定権限は都道府県に留保されている。これは、当該衛生措置基準については、全国一律では不適切だが、都道府県レベルで制定すれば十分との考え方に基づくものと思われるが、このため、市区独自の基準による規制や緩和を行うことができない。

保健所設置市区において基準を制定できるようになれば、風紀についても市区の実情に合った基準を制定し、地域に根ざしたよりきめ細やかな業態指導が可能となる。

また、他の生活衛生関係営業である理容、美容、クリーニング、興行場、公衆浴場においても、同様の改善を図ることが必要である。

#### ( 3 ) 関係法令等

旅館業法第 4 条第 2 項等

#### ( 4 ) 支障事例番号

1 5 8

## 産業分野

### 10．農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の都道府県同意の廃止〔自治事務〕

#### (1) 改革の方法

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改定作業の具体的数値もしくは細部にわたる政策については、都道府県の同意を廃止し、報告又は届出とする。

#### (2) 改革の理由

基本構想を定め又はこれを変更する場合は、都道府県知事に協議し、同意を得なければならないこととなっている。

遊休農地等の把握に相当の時間を要するため、平成17年度に所得目標の改定等を行い、平成18年度に遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を追加する予定で作業を進めており、これを都道府県は当初合意していたものの、17年度末には、同時に見直しを行うよう指導をしてきた。このため現場では作業に混乱をきたし、18年7月に見直しの合意を得ることとなった。

担い手対策等市独自の施策や市ごとに大きく事情が異なる所得目標や遊休農地等については、地域の実情を理解している市の裁量に任せれば、より実態に即した迅速な対応を図ることができる。

#### (3) 関係法令等

農業経営基盤強化促進法第6条第6項

#### (4) 支障事例番号

121

## まちづくり分野

### 11. 市域内のみを区域とする都市計画決定権限の移譲及び協議・同意の廃止 [自治事務]

#### (1) 改革の方法

市域内のみを区域とする都市計画については、そのすべての決定権限を市に移譲するとともに、市決定の都市計画における都道府県等との協議・同意を廃止し、都道府県からの意見聴取、都道府県への報告とする。

また、三大都市圏に係る措置を廃止する。

#### (2) 改革の理由

都市計画の決定権限が市町村へと移譲されたが、依然として市町村決定にあっては都道府県の同意が必要とされ、国・都道府県・市町村は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係と変わったとしながらも、実質的には従前と何ら変わっていない。

市町村の定める都市計画は、市町村都市計画マスタープランに基づき決定されており、同マスタープランは国土利用計画や都道府県都市計画マスタープランなど上位計画と整合を図って策定していることから、相当の期間を要している都道府県との協議の上での同意の必要性がない。

また、合併等により、市町村は広域化しており、市町村の自主・自立性を発揮するためにも権限の移譲が必要である。

具体的には、次のような支障が生じている。

長年事業化されずに、近年の社会経済情勢の変化により必要性が低下し事業化する見込がなくなった都市計画決定事業において、この計画変更をする時には、都道府県から代替案を求められるなど、現実に計画決定を廃止することができなくなっている。この都市計画街路計画で、路線区域の建築制限を行っているが、近年の社会経済環境と地域の実情にあった計画ではないため地域のまちづくりに支障をきたしている。

特別積み合せ貨物運送事業（宅配便業者）が都市計画区域内における開発行為が、国による一律の基準により許可不要とされていることから、市のまちづくりの考え方にそぐわない、農地保全地域や生活道路、通学道路に囲まれた地域への営業所設置が行われた。

都市計画区域や市町村道都市計画道路などの決定権限が市にないため、企業立地やこれに伴う外部からの流入人口の増加による、新たな土地需要や多様な土地利用形態に適切かつ迅速で、きめ細かな対応を図ることができない。

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画決定は都道府県の権限となっており、地域特性や地域の実情にあったまちづくり、市民と一体となったまちづくりの実施が困難となっている。また、これに係る国・都道府県との協議に、概ね1年以上の日数を要し、期間が長いことによる市民からの苦情が多数

寄せられている。

市の都市計画審議会において用途地域の変更の決定をする場合、都道府県との協議・同意が必要とされており、円滑かつ柔軟な土地利用に支障をきたしている。

一般市にある用途地域の指定権限が、三大都市圏では中核市にすぎない。

市町村計画において、地区決定や火葬場などの特定施設の位置決定など市町村決定に都道府県の同意が必要であり、多大の時間と労力を要している。

都市計画制度について市が自ら建設し、管理する道路や公園であっても一定規模以上のものは都道府県知事が都市計画決定権者となっており、都市公園や公営住宅の管理・市街化区域の調整や土地整理の許可などが市に一本化されていないため、地域の実情に合わせた整備が実現できない。

風致地区は、都市の風致の維持を目的としているものであるにもかかわらず、10ha以上の風致地区の都市計画決定及び変更の決定権限が都道府県となっている。また、緑地保全地区についても同様である。

都市計画における都道府県の関与は「広域的な観点」と「県が定める都市計画との適合の観点」に限定されている。この2つの観点からはずれて、市の定めるべき事項に関する詳細にわたる資料や説明の要求がなされており、さらには法令に根拠をもたない協議書の取り交わしまで求められている。

市にこれらの都市計画決定権限が移譲され、国や都道府県の関与が廃止されれば、全国一律のまちづくりではなく、地域住民の参画の下での都市計画が実施できるようになり、地域の個性、伝統、文化に基づいたまちづくりが可能となるとともに、都市計画の迅速な決定・変更等が行えるようになり、地域の振興に資することができる。

### (3) 関係法令等

都市計画法第5条第1項、第7条、第8条、第15条、第18条、第18条の2、第19条、第19条第3項・第4項、第21条、第23条、第29条、第29条第3項、第34条、第58条、第77条、第87条の2

都市計画法施行令第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第14条の2、第15条

首都圏整備法

中部圏開発整備法

近畿圏整備法

### (4) 支障事例番号

31、68、69、88、89、90、91、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、246

## 12. 農地転用許可権限の市への移譲・自治事務化〔法定受託事務（一部自治事務）〕

### （1）改革の方法

農地転用許可基準を地域の実情に応じた対応が可能となるよう枠組化し、農地転用権限を市に移譲した上で市の自治事務するとともに、これに係る国・都道府県との協議、同意を廃止し、報告とする。

### （2）改革の理由

農地転用権限は、4 ha 超は国の許可、2 ha 超 4 ha 以下は国への協議が義務付けられた上で都道府県の法定受託事務、2 ha 以下は都道府県の自治事務となっているが、地域性の発揮、土地利用の一貫性の確保など、地域のことは地域で決められるようにするためには、補完性の原理に基づき、土地利用に関する権限は基礎的自治体にゆだねる必要がある。

また、市農業委員会において農地転用許可申請を受理してから、国・都道府県との協議、同意に多大な時間を要しているなど、迅速な対応が取れないばかりか、市に主体性がないため、地域住民等が求めている土地利用を図れない状況となっている。

さらに、2 ha 以上の転用においては、市農業委員会で審査・決議を行った上で、国・都道府県の両方に協議を行うもしくは同意を得なければならず、二重行政となっている。

現在、事務処理特例制度により、4 ha 以下の農地転用を市に権限移譲している都道府県もあるが、市農業委員会での審査後、県農業会議への諮問が義務付けられているなど、権限移譲を受けても、事務の簡素化、迅速化につながっていない。

具体的には、次のような支障が生じている。

総合発展計画や都市計画マスタープラン等の市の根幹をなす計画の見直しを進めている中で、将来の人口増に向けた住居地域の拡大、企業誘致に向けた工業地域等の拡大について検討課題としている。大都市地域の近郊のJR沿線にあるという立地条件から民間での住宅開発が進展しており、市街化区域内で開発できる場所が限られてきたことから、市域の農地について見直しを進めているところである。しかし、大規模開発にかかる農地転用等に係る諸手続きについては、国・都道府県との調整・協議に相当の時間がかかっており、迅速な対応ができない状況となっている。

4 ha 以下の農地転用許可の権限が事務処理特例により知事から市長へ移譲されることになっているが、農業委員会の意見決定後、さらに県農業会議へ諮問して意見を聞くことになっており、申請から許可までに相当の時間を要する。

農地転用許可事務は、地域の実情を熟知している農業委員会の判断があれば、敢えて県農業会議の意見を求める必要はなく、また、権限移譲を受けても、申請から許可までの期間短縮ができないのであれば、移譲に対するメリットはな

く、市民サービスの向上にも繋がらない。

地域活性化策として、積極的に企業誘致を進める方針であるが、現下の厳しい財政事情では、市の経費負担による土地の造成は困難である。このため、民間企業の資金力を活用した工場団地の造成を考えているが、農地法は市街化調整区域内の農地転用について民間企業による造成目的の転用は認めておらず、企業誘致による自主財源の涵養を図ることができない。

4 ha 超の農地の転用は、農林水産大臣の許可となっており、知事を経由することが義務付けられているが、都道府県と国の見解が異なる場合があり、非効率となっている。

農地転用に関する権限は、2 ha 超 4 ha 以下は法定受託事務として都道府県へ事務が移譲されたものの、国への協議が義務付けられている。また、4 ha 超の農地転用については国の許可となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。国土の骨格を形成するような計画を除き、土地利用に関する権限はできるだけ基礎的自治体にゆだねるべきであり、地域の土地利用の一貫性を確保する観点から、転用規模の大小に関わらず市の事務とする必要がある。「多重行政」による責任所在の不明確化を避けるためにも国との協議の義務づけは廃止する必要がある。

農地の転用にあたっては、2 ha 超 4 ha 以下は国への協議が必要となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。農地転用の許可事務は、すでに全国統一的な基準によって行われており、国の関与の必要性は低い。

農地転用の許可事務は、法令に基づく事務であり、市農業委員会と県の判断が相違することは事実上ないにもかかわらず、市農業委員会が申請を受付し、意見書を付して県に送付し知事が許可する仕組みとなっており、事務の迅速化等住民サービスの向上に支障が生じている。

2 ha 超 4 ha 以下の農地転用については、知事は当分の間、あらかじめ大臣への協議が義務付けられており、許可までの期間が長期にわたる一因となっている。知事の許可も大臣の協議もどちらもその目的は農地の保全であり、市町村にとって二重行政となっている。

農地転用等の許可については、市の農業委員会で申請を受付し決議を持って都道府県に進達、さらに都道府県においては農業会議に諮問・決定しており、二重審査となっている。

市に権限が移譲されれば、全国一律の土地利用規制ではなく、地域住民の参画の下での有効な農地保全・農業振興、土地有効利用が可能となり、地域の個性、伝統、文化に基づいたまちづくりが可能となるとともに、二重行政による無駄の廃止、迅速な対応が行えるようになり、地域の振興に資することができる。

### (3) 関係法令等

農地法第3条、第4条、第5条

農地法施行令第1条の7

農地法附則第2項第1号・第2号、

(4) 支障事例番号

97、98、99、135、164、165、166、196、197、198、  
230、231、249

13. 農業振興地域除外に係る都道府県との協議・同意の廃止等〔自治事務〕

(1) 改革の方法

農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。

また、農業振興地域除外が必要な農地転用許可における二重手続を廃止し、農地転用許可権限を市に移譲した上で、農業振興地域除外を行った土地については農地転用許可に係る手続を省略できるようにする。

(2) 改革の理由

農業従事者の高齢化や人口減少等に伴い、農地の荒廃や低・未利用地の増加、農業生産環境の悪化など、農業を取り巻く環境には様々な課題が発生していることから、農用区域内の土地の有効な利活用を促進すべきところであるが、農業振興地域の指定変更等、都道府県との事前協議に多大な時間がかかるなどスムーズな意思決定ができず、さらに都道府県の判断が画一的な農業振興地域設定となっていることから、地域性の発揮や住民参画の下での土地利用が阻害されている。

具体的には、次のような支障が生じている。

農業振興地域内における農地転用に関して、一目で荒廃地と認識できる現況においても、法的縛りにより、市町村の裁量でもって、指定・解除できる範囲が限定されている。

よって、自発的・創造的尺度による開発行為等の許可に対し、一部の現況とそぐわなく支障をきたしている事例が見受けられる。

産業振興を目指す自治体にとって、新規の企業誘致は大きな課題であるが、企業からの土地要望は、広大な面積を求めるものが多いため、どうしても農業振興地域に場所を求めざるを得ない現状がある。しかし、農業振興地域においては、その解除が必要であり、企業からの要望に迅速に対応できず、企業の進出が損なわれている。

農業振興地域整備計画の策定（変更）には都道府県知事と協議が、また、そのうち農用地利用計画の策定（変更）には都道府県知事の同意が必要であり、地域の実情にあった土地利用を図ろうと計画を策定（変更）するが、開発可能となるまでに多大な時間を要し、時宜に応じた開発が困難となっているとともに、市の独自性を生かした施策が展開を図ることが困難となっている。

農地振興地域において、行政施設（市民センター）の建て替えに係る農用地区域からの除外事務について、地域住民の総意に基づき、市の総合計画事業として市内部の調整・意思決定がなされている施設に対し、県は形式的な法令解釈に拘泥し指導を行った。

具体的には、施設の各部屋ごとに必要面積の詳細な積算根拠を求められたり、市民センターという施設の性格から、候補地の範囲は絞られてしかるべきものを他の事案と同様に計画地区内全域を対象に候補地を選定し、各候補地が不適である理由を明示する必要がある等、地域の実情からかけ離れた指導を受けた。

その結果、何度も計画案の修正を余儀なくされ、担当者は20回近く県に出向かなければならなかった。更に、情報は県政総合センターを經由して本庁に伝わるため、知事の同意をとるまでに4ヶ月半の時間を要し、計画変更に必要な縦覧等の手続きを含めると、資料作成から計画変更に関し約7ヶ月もの時間を要することとなった。

非農業的土地利用が増大し、変更に係る事案も増加している中で、このように本手続きが完了するまでに相当長期間に渡ること、また、決定公告が終わるまで新たな案件について県と事前相談に入れないため大きな足かせとなっている。

農業振興地域整備計画の変更案を作成し都道府県と協議を行ったが、市が作成した農用地利用計画変更案に同意が得られなかったため、当初案を変更して再協議し同意を得て変更を完了した。

今回の変更においては、市は当地域の特性を踏まえ優良農地の確保とメリハリある土地利用を目指して農用地利用計画の変更案を作成したが、県の同意が得られなかったため市独自の施策が展開できなかった。

農振除外が必要な農地転用許可において、計画変更の案件が、県の同意を得て11条公告から12条公告（完了）を終えるまで約2ヶ月を要するが、この間、次の案件が進んでも2ヶ月ごとの処理となっているため、公告手続きがとれない。

農業振興地域除外が必要な農地転用許可について、協議時間（通常6ヶ月であるが案件により申請から1年を要したものもある。）と書類を大量に要するケースが多く、住民からも簡素化を要望する声が多く出されている。

地域の実情にあった土地利用を図るための農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の策定及び変更についての都道府県知事の同意手続きと農地転用許可事務では、実際には同じような審査等が行われており、無駄となっている。

都道府県による関与が廃止され、事務の簡素化が図られれば、全国一律の土地利用規制ではなく、地域住民の参画の下での有効な農地保全・農業振興、土地有効利用が可能となり、地域の個性、伝統、文化に基づいたまちづくりが可能となるとともに、

迅速な対応が行えるようになるほか、企業進出等による地域の活性化・自主財源の増加に資することができる。

(3) 関係法令等

農地振興地域の整備に関する法律第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第13条・第13条の2

(4) 支障事例番号

38、100、136、137、138、139、140、141、199、200

14. 国・都道府県道の管理権限の希望市への移譲 [法定受託事務]

(1) 改革の方法

希望する市に対して、国・都道府県道の管理権限を財源とともに移譲する。

(2) 改革の理由

国・都道府県道の管理は、国もしくは都道府県が行っているが、国や都道府県が管理に必要な基準を作成することにより、統一した管理が可能である。

また、緑量を確保するなど、市域における環境整備のため、国・都道府県道についても市の一定の方針のもとに行いたいが、管理主体が異なることから、現実にはできない。

管理権限が市に移譲されれば、国道、都道府県道及び市道の一体的で効率的な道路管理ができるようになるとともに、統一的な景観の実現や環境に配慮した道路とすることができる。

(3) 関係法令等

道路法第13条、第15条、第16条

(4) 支障事例番号

226、227、247、298

15. 河川管理権限の希望市への移譲・財源措置 [法定受託事務]

(1) 改革の方法

希望する市に対して、一級河川、二級河川の管理権限を財源とともに移譲する。

(2) 改革の理由

河川管理権限の移譲

市民の生命と財産を守るとともに、河川の持つ特性を活かした良好なまちづくりを推進する上で河川管理は重要であることから、都道府県と移譲に向けた協議を行った経緯があったが、本来権限移譲とセットであるはずの財源措置が伴っておらず、これが権限移譲の疎外要因となり実現には至っていない。また、河川と関連する水防、砂防、ダムの管理権限の存在もあって、行法体系上、河川を含めた一元的管理が困難な

状態にある。

一級河川、二級河川の管理は、国もしくは都道府県が行っているが、国や都道府県が管理に必要な基準を作成することにより、統一した管理が可能である。

( 3 ) 関係法令等

河川法第 9 条、第 1 0 条、第 5 9 条、第 1 0 0 条

( 4 ) 支障事例番号

1 6 1、1 9 4、2 2 9

## 教育分野

### 16. 県費負担教職員の人事権等の市への移譲 [自治事務]

#### (1) 改革の方法

広域的な人事交流等の仕組みを講じつつ、県費負担教職員の人事権を市に移譲する。また、必要な財源を市に移譲した上で、給与支払い権限を移譲する。

#### (2) 改革の理由

地域を愛する先生を育て、そうした先生から子どもたちを教育してもらいたいというのが市町村の願いである。教育の現場を預かる市町村が、教職員の採用、人事異動、懲戒免職等、教職員に関する完全な権限を行使できて初めて義務教育の責任を全うすることができる。

いまだに実現されていないが、平成 17 年 10 月に中教審が「中核市をはじめとする一定の自治体への人事権の移譲」について答申したことは記憶に新しいところである。

都道府県教育委員会に権限が集中する県費負担教職員制度や人事制度を廃止し、市に人事権と研修権、そして給与支払権限を付与し、市町村や学校の学校づくりに対応した人事の仕組みをつくるべきである。また、人事権と給与負担とは一体であるのが原則であることから、人件費に係る財源も移譲すべきである。

単独での人事権の受け入れが困難な市町村では、一部事務組合を組織するなどして、広域組織での人事権の受け入れを可能にすべきである。また、都市部と過疎地域での人材の偏在を解消するとともに、視野の広い人材の育成を図るため、人事権を有する市町村での人事交流の仕組みを確保すべきである。

県費負担教職員制度等に関する支障については、以下のものがある。

地域と密接な連携の中で特色ある学校づくりが望まれているが、市立小・中学校教職員の人事権が県にあり、教職員の市への帰属意識が低く、真に地域に根ざした学校づくりに大きな支障をきたしている。

市立小中学校等の教職員は、設置者たる市町村の職員である一方、人事権が県教育委員会にあるという現状は、責任と権限の不一致であり、教育現場の自主性・自律性を損ない、児童生徒や保護者を含む教育現場の評価に基く教職員の適切な処遇という点からも問題がある。

市立学校教職員のうち県費負担教職員については、任命権者が都道府県であり、人事権は都道府県教育委員会が持っている。当該教職員の服務監督権者は市町村教育委員会であるが、都道府県内市町村間で当該教職員のサービスの扱いが異ならないよう、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 43 条第 4 項に規定する技術的基準を適用して、都道府県の定めに基づき規定を制定しなければならない。

政令指定都市は、教職員の任命権は有しているが、その給与費は道府県の負

担であるため、自主的・主体的な教育行政を実施する上で支障がある。

当市の市区町村立学校に勤務する県費負担教職員は、身分は当市の職員であるが、任命権は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条により、都道府県にあるという「ねじれ」現象を生じている。

市区町村立学校の職員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第34条により、「この法律に特別の定がある場合」を除き、当該市区町村教育長の推薦により当該教育委員会が任命する。しかし「この法律に特別の定がある場合」として、前記第37条があることから、県費負担教職員の任命権は都道府県教育委員会に属するという特例規定が定められている。すなわち、県費負担教職員については、この第37条の特例規定がなければ、当該市区町村教育委員会が任命権を有することとなる。

具体的な支障事例としては、各学校や地域の実態に応じた柔軟な人員配置が困難（例：少人数学級編制、小学校の専科教員の配置、特色ある学校づくり等）質の高い人材の確保や安定的な人事管理が困難、長期的な職員育成計画を立てにくいことがある。

指定都市では、任命権者と給与負担者が異なるという制度のねじれが支障となり、指定都市が主体的な人事施策を進めることができない。学校設置者であり、保護者や住民の意向を直接反映できる立場にある指定都市が給与負担も行うことによって、初めてその権限と責任の拡大につながる。

小中学校には県費負担の職員と市費負担の職員が混在し、給与負担者の違いが身分格差として扱われがちである。また、現在では県費負担教職員だけでは対応しきれない状況にあり、市費負担により様々な学校職員が配置されている実態もある。市が主体的かつ一体的な人事施策を進める上で、小中学校に勤務する職員の給与負担者を統一化することは重要である。

中核市では、県費負担教職員に対する研修権限は移譲されたものの、任命権が県に残されている。研修権限と任命権は一体のものであり、教職員の研修意識の高揚を図り、独自の研修を実施するうえでの障壁となっている。

小中学校などにおいて、教員免許をもたない、特別な知識や技能を有する社会人を指導者として招へいし、学習の充実を図るための特別非常勤講師制度がある。この特別非常勤講師を任命、雇用する場合は、あらかじめ教員免許の授与権者である県教育委員会へ届け出なければならないが、必要性は感じられない。

学校事務職員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、都道府県委員会に属している。また、給与、勤務時間その他の勤務条件は、地教行法により、都道府県条例で定められ、その事務内容が規則で規定されている。しかし、現状では、学校事務職員は市町村の学校に勤務しており、

事務内容についても県と市町村の事務が複合し効率的な事務執行の阻害要因となっている。

市に人事権等が移譲されれば、人事権と給与負担の一元化による主体的かつ一体的な人事施策の推進、教職員の市への帰属意識の醸成等を図ることができる。

(3) 関係法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第38条、第40条、第42条、第43条

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の定数の標準に関する法律第4条

第8次公立義務教育諸学校教職員定数改革計画

市町村立学校職員給与負担法第1条

教育公務員特例法第21条

義務教育費国庫負担法第2条

教育職員免許法第3条の2

市町村立学校事務職員等の職の設置基準に関する規則(平成12年3月22日 県教育委員会規則第6号)

(4) 支障事例番号

71、73、142、168、169、201、202、203、204、205、206、207、209、210、250、251、252、304、341

17. 義務教育諸学校の学級編制に対する関与の廃止、教職員定数権の市への移譲

[自治事務]

(1) 改革の方法

学級編制に係る都道府県の関与を廃止するとともに、教職員定数権を市に移譲する。

(2) 改革の理由

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条では、学級の児童または生徒数の基準は、国の数を標準として県が定めることとされている。また、同法第4条には、学級編制は県の基準に従い、市町教育委員会が行うとされているが、同法第5条には、学級編制について、あらかじめ県教育委員会と協議、同意を得なければならないと規定されている。

学級編制の権利は市町にあるといいながら、学級編制は常に県の指導・支配下で行われているのが現状であり、市の学級編制基準のもと、学校の実態に合う柔軟的な学級編制ができない。

加配職員の増配置、非常勤講師配置については、都道府県から示される教職員定数改善計画による加配数を踏まえて決められる。それが決まるまでの期間に限られた中での作業となり、市町村からの計画書や報告書の提出が増え、他の業務に影響を与えている。

さらに、4月1日の生徒数で学級数がスタートするが、県の規定により5月1日の生徒数による基準学級数制度化になっているために再学級編制を余儀なくされる場合がある。

学級編制に係る関与が廃止され、教職員定数権が移譲されれば、事務の効率化・省力化が図られるとともに、地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員の配置を行うことができる。

(3) 関係法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条第5条、第6条から第18条まで

(4) 支障事例番号

72、143、170、171、172、211、212

18. 青少年指導員の都道府県の委嘱権限の廃止 [自治事務]

(1) 改革の方法

青少年指導員の都道府県の委嘱権限を廃止する。

(2) 改革の理由

青少年指導員は、県と市から委嘱を受けており、併任委嘱となっている。指導員の報酬等の事業費は市費で対応している。県は県内市町村の連絡協議会等の開催など、連絡調整事務を行っているだけであり、指導員の委嘱事務は二重事務といえる。

都道府県の委嘱権限が廃止され、市に一元化されれば、二重行政が解消され、青少年指導員の委嘱事務の効率化を図ることができる。

(3) 関係法令等

市青少年指導員設置規則

県青少年指導員要綱

(4) 支障事例番号

254

## 災害その他分野

### 19．事務処理特例制度による権限移譲の要件の緩和等〔自治事務〕

#### (1) 改革の方法

事務処理特例制度による権限移譲の際の条件を緩和するとともに、移譲事務量・経費に見合う財源を市に対して交付する。

#### (2) 改革の理由

県から市町村へ事務が移譲されつつあるが、その多くについて、保健所設置団体と同等の能力の自治体、建築主事の設置、中核市等の条件があり、移譲を希望できる事務項目が非常に限られている。

県から市町村への移譲事務は「県事務処理の特例条例」で規定され、その事務を市町村等が行う場合の経費は「県権限移譲事務交付金交付要綱」により事務移譲に伴う交付金額の算定方法等が規定されている。しかし、権限移譲にかかる交付金は、交付決定通知書で移譲事務ごとの額が示されるが、知事が定める基準額等は示されず、移譲事務量・経費に見合う財源が交付されているか検証をする際の支障となっている。

また、同じ事務であっても、都道府県によってその財源となる交付金の単価の設定に大きな開きがある。今後、権限移譲をすすめていくうえで、権限とその事務に必要な財源の移譲は当然のことであり、権限移譲が都道府県の財政健全化に使われることは絶対にあってはならない。

権限移譲の要件が緩和され、必要な財源が市に交付されれば、住民に身近な自治体における迅速で的確な住民サービスの提供が可能となる。

#### (3) 関係法令等

地方自治法第252条の17の2第1項

地方財政法第28条第1項

県権限移譲事務交付金交付要綱

#### (4) 支障事例番号

217、342

### 20．自衛隊災害派遣要請権限の市長への付与〔自治事務〕

#### (1) 改革の方法

市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とする。

#### (2) 改革理由

災害発生時の自衛隊に対する派遣要請は、その性質上緊急を要するが、現状では市町村長の派遣要請に基づき知事が防衛大臣に対して要請を行うことになっている。

市町村長が災害派遣要請が必要と判断し、県に要請をした場合、県がその要請を否

とすることは現実的に考えられず、二段階の要請手続きは不必要である。また、要請事由についても、県と自衛隊間では詳細がつかめない恐れがある。

平成7年の災害対策基本法改正により、市町村長は防衛大臣等に災害状況を通知し、大臣等の判断で派遣できることとされたが、市長に、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大災害発生時の派遣要請を円滑なものとし、住民の生命を守るための救助作業など迅速な対応を図ることができる。

(3) 関係法令等

災害対策基本法第68条、第68条の2

自衛隊法第83条

(4) 支障事例番号

213、214、215

2.1. 液化石油ガス貯蔵施設等への立入検査等権限の指定都市市長への移譲 [自治事務]

(1) 改革の方法

液化石油ガス貯蔵施設等への立入検査に関する知事権限を指定都市市長に移譲する。

(2) 改革理由

液化石油ガス貯蔵施設等への立入検査については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて知事が、また、消防法に基づいて消防長又は消防署長が行う。

知事への液化石油ガス貯蔵施設等の設置又は変更の許可申請には、消防長又は消防署長の意見書が必要であり、消防機関は意見書の交付申請に基づいて立入検査を実施し、意見書を交付している。

知事の立入検査権限が指定都市市長に移譲されれば、二重行政が解消され、効率的で統一性のある指導が可能となり、事業所の負担も軽減される。

(3) 関係法令等

消防法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

(4) 支障事例番号

256

2.2. 知事に対する条例の制定・改廃等の報告・届出の廃止 [自治事務]

(1) 改革の方法

知事に対する条例の制定・改廃、予算に関する報告義務を廃止する。

また、各種定例報告については、内容の簡素化を図るとともに、真に必要な報告に限る。

(2) 改革の理由

地方自治法第252条の17の11により、法第3条第3項の条例（地方公共団体の名称を変更する条例）を除いて、市町村が条例を制定・改廃したときは知事に報告しなければならない。また、予算についても知事に報告しなければならないが、報告を受けても県は事実上活用していない。

また、法第158条は、市長が直近下位の内部組織を設置することとし、条例を制定した場合、その要旨等を知事に届けなければならないとしている。

法第245条の4第1項は、市町村の事務について、知事が助言若しくは勧告をし、又は適正な事務処理のための情報を提供する必要がある場合は、市町村に対し必要な資料の提出を求めるとしており、必要であればこの規定により市町村に資料の提出を求めればよく、一律に報告を義務づける必要はない。

その他にも、社会福祉統計月報、公共事業施行状況調査など、各分野で県への月例報告等の定例報告があり、報告書作成に職員が忙殺され、どのように活用されているか理解できないものもある。

さらに、児童手当の補助金申請等については、WISH ネットワーク利用により市町村から国への直接連絡となっているが、同時に都道府県へ書面で報告しなければならないため、二度手間となっている。

報告義務が廃止等されれば、事務が大幅に簡素化され、市民へのサービス提供により多くの時間と労力を向けることが可能となる。

### (3) 関係法令等

地方自治法第158条、第219条、第233条、第252条の17の11

### (4) 支障事例番号

76、77、78、79、80、81、144、145、327

## 23. 国、都道府県の調査の一本化等

### (1) 改革の方法

重複する国や都道府県が実施する調査の一本化を図るとともに、不要な調査を廃止する。

### (2) 改革の理由

総務省の「地方財政状況調査」「当初予算に関する調」、財務省の「普通会計財政状況調査」に関して、前年度決算と今年度当初予算を県を經由して総務省に回答しているが、同内容で財務省からも調査照会がある。

また、総務省の「9月補正予算にかかる調査」「普通会計予算額等に関する調査」に関しては、どちらもほぼ同要件での照会であり、「普通会計予算額等に関する調査」については地方財政白書の作成資料としての照会となる。

さらに、総務省の「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査」と県土木部の「公共事業施行対策 協議会資料」は、どちらも毎四半期の普通建設事

業に係る事業費・契約額・執行額などに関する照会である。

この他にも、年度末から翌年度当初にかけて、下水道に関する同じような内容の調査・照会が多数集中するため、これに多くの労力・時間を奪われ、市民サービスや通常業務の妨げとなっている。また、これらの中には、毎年実施されてはいるものの、目的が不明確な調査や、結果が市にフィードバックされない調査も少なくない。

調査の一本化が図られれば、大幅な事務の簡素化、事務負担の軽減が図られ、市において本来の務めである住民サービスの向上を図ることが可能となる。

( 3 ) 関係法令等

地方自治法第 2 4 5 条の 4

( 4 ) 支障事例番号

1 3 4、2 3 6、2 5 7